

各社会福祉法人代表者 様

枚 方 市 福 祉 部 長

社会福祉法改正に伴う定款変更認可申請について

日頃は、本市福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
社会福祉法等の一部を改正する法律が、平成 29 年 4 月 1 日から全面施行されるに当たり、必要な定款の変更をし（法附則第七条）、法人が定款で定める方法で、新評議員を選任（法附則第九条）する必要があります。

つきましては、下記のとおり定款変更認可申請の手続きをお願いします。

記

1 申請に必要な書類

- (1) 定款変更認可申請書
- (2) 社会福祉法改正に伴う新定款
- (3) 議事録
 - ・ 評議員会議事録（写し）（要原本証明）（評議員会を設置している法人に限る。）
 - ・ 理事会議事録（写し）（要原本証明）

（注 1）提出部数は、（1）（2）（3）について、各 2 部提出してください。

（注 2）（1）について変更前及び変更後の条文の記載は不要です。別紙「定款変更認可申請書の書き方例（平成 29 年法改正のみ対応）」を参考にしてください。

（注 3）

- 「定款変更認可申請書の書き方例（平成 29 年法改正のみ対応）」及び「定款例」（ワード版）は、枚方市福祉指導監査課のホームページ「社会福祉法人等への通知等」に登載しています。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html>

2 申請の時期

評議員会、理事会で新定款について決議の後、枚方市に申請してください。

平成 29 年 4 月 1 日までに、定款で定める方法（例：評議員選任・解任委員会）で、新評議員を選任する必要があります。そのため、なるべく早い時期に、今回の申請を行い、認可を受けていただきますよう、ご協力をお願いします。遅くとも 平成 29 年 1 月 31 日頃までには申請してください。

3 申請先

枚方市福祉部福祉指導監査課

郵便番号 573-8666

住所 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

（注）申請は郵送でも可能としますが、認可後は窓口での受け取りのみとします。

4 新定款の作成及び申請に当たってのお願い及び留意事項

(1) 今回の変更申請は、法改正に伴う内容に限定してください。次のような法改正に関係しない部分の変更は、含めないでください。

なお、特段の事情により、事業追加等による変更認可が必要な場合は、事前にご相談ください。

- ①定款例第一条 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の追加又は事業廃止
- ②定款例第二八条第2項 基本財産の追加
- ③公益を目的とする事業の追加及び事業廃止
- ④収益を目的とする事業の追加及び事業廃止

(2) 次の部分は、過去に所轄庁から認可を受けた現行の定款と一致していることを確認してください。なお、①、②、⑤は、必要的記載事項であり、必ず定款に記載しなければならない事項です。

- ①定款例第一条 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
- ②定款例第二八条第2項 基本財産の建物及び敷地の用途及び面積
- ③公益を目的とする事業の事業名称（事業を実施している場合に限る。）
- ④収益を目的とする事業の事業名称（事業を実施している場合に限る。）
- ⑤附則の理事長、理事及び監事の氏名

(3) 定款例第八条の「評議員の報酬等」のうち、「各年度の総額」については、不当に高額なものとならないようご注意ください。また無報酬の場合は、その旨を定めてください。

なお、「報酬等の支給の基準」については、平成29年4月1日以後に基準を定め、新評議員会の承認を受けてください。（今回の申請時に、「報酬等の支給の基準」を定める必要はありません。）

（法第四十五条の八において準用する一般法人法第九十六条、法第四十五条の三十五、法附則第二十条）

(4) 定款例において〔所轄庁〕と記載されている部分は「枚方市長」と記載してください。

枚方市 福祉部 福祉指導監査課 電 話：072-841-1467（直通） F A X：072-841-1322（直通） E-mail：fshidou@city.hirakata.osaka.jp
--